

令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金に係る概要調書等の提出について

令和7年度において、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を受けて施設整備を予定している方は、下記により概要調書等を提出してください。

なお、補助金の採択については国の予算状況に左右されるため、概要調書を提出すれば必ず補助を受けられるわけではありません。

補助金を受けられない場合の方針についても、併せて御検討ください。

令和6年6月14日

静岡県健康福祉部障害者政策課長

記

1 提出資料

(1) エントリーシート

連絡先等の把握のため、概要調書の提出を希望される方はエントリーシート(Excel)を提出してください。

(2) 概要調書

⇒別紙「提出資料一覧表」に記載の様式及び添付資料

2 提出方法

電子メールで障害者政策課宛てに提出してください。

メールアドレス：shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

3 提出期限

令和6年7月5日（金）

(1) エントリーシートについては(2)概要調書の作成を待たず、早めの提出をお願いします。

4 その他

- (1) 資料作成に当たっては、当該補助金に係る国要綱及び県要綱に従って整備計画を検討してください。
- (2) 整備計画は、市町の障害福祉計画と合致していることが前提ですので、事前に市町にも相談をしてください。
- (3) 厚生労働省社会・援護局長通知「令和6年度予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」、こども家庭庁成育局長通知「令和6年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」に基づき、設置主体の適格性についても審査を行います。
- (4) 障害支援区分4以上の利用者が定員の8割以上となる共同生活援助事業所の整備計画については、「重度障害者対応グループホーム整備費補助金」と合わせて審査を行います。
- (5) 令和7年度整備案件より、社会福祉法人における民間社会福祉施設整備償還金助成の新規助成は廃止となりますので、これを前提とした資金計画としてください。
- (6) 政令市（静岡市・浜松市）内での整備を予定している場合、所管は政令市となりますので、各政令市障害福祉担当課まで御相談ください。